那須塩原市新庁舎建設基本構想

平成27年3月 那須塩原市

目 次

| 1. はし | Ďめに1 |
|--------|------------------|
| 2. 検討 | 寸の経緯1 |
| (1) | 合併協議会における検討1 |
| (2) | 庁内検討組織における検討1 |
| (3) | 市民参画組織における検討2 |
| (4) | 市民アンケートの実施2 |
| (5) | 市議会における検討2 |
| 3. 既存 | 字本庁舎の課題3 |
| (1) | 狭い (狭あい) 3 |
| (2) | 構造的な問題4 |
| (3) | 行政機能の分散4 |
| (4) | 防災上の問題4 |
| (5) | バリアフリー化の限界4 |
| (6) | 施設の老朽化4 |
| (7) | 市民交流スペースの不足5 |
| (8) | 既存本庁舎の位置5 |
| 4. 新月 | 庁舎の必要性 5 |
| (1) | 利便性の更なる向上 |
| (2) | 防災拠点機能の強化 |
| (3) | まちづくりの更なる推進 |
| 5. 新月 | 庁舎に求められる機能 € |
| (1) | 利便性 |
| (2) | 防災7 |
| (3) | まちづくり7 |
| (4) | コスト抑制7 |
| 6. 新月 | 庁舎建設における基本的な方向性7 |
| (1) | 親しみやすい便利な庁舎7 |
| (2) | 災害に備えた防災拠点となる庁舎8 |
| (3) | まちづくりの拠点となる庁舎8 |
| (4) | 環境に配慮した経済的な庁舎8 |
| (5) | 開かれた議会を推進する庁舎8 |
| 7. 新月 | 庁舎の規模8 |
| 8. 整備 | - 뷲位置g |
| | 東10 |
| | |
| 10. 銓伽 | 備時期10 |

【参考資料】

| ■ 新庁舎の規模算出について | 1 |
|------------------------------|---|
| 1. 建物の規模(延床面積) | 1 |
| 2. 敷地面積の算出 | 3 |
| (1) 庁舎1階の床面積 | 3 |
| (2) 駐車場の面積 | 3 |
| (3) 緑地面積 | 3 |
| ■ 新庁舎建設の候補地選定について | 4 |
| 1. 庁舎の位置 | 4 |
| 2. 候補地の選定 | 4 |
| (1) 候補地の条件 | 4 |
| (2) 候補地 | 4 |
| 3. 評価基準 | 5 |
| (1) 評価の視点 | 5 |
| (2) 評価項目 | 5 |
| (3) 評価 | 6 |
| ■ 新庁舎建設に関する市民アンケートについて | 7 |
| 1. 調査の目的 | 7 |
| 2. 調査の方法と回答者数 | 7 |
| (1) 調査期間 | 7 |
| (2) 調査方法とそれぞれの回答者数 | 7 |
| 3. 集計結果 | 7 |
| ■ 新庁舎建設基本構想策定にあたっての提言 (市議会)1 | 2 |

1. はじめに

本市は、平成17年1月1日に黒磯市、西那須野町、塩原町の旧1市2町で合併し、 10年が経過しました。

新庁舎建設については、旧3市町の合併協議の中で検討が重ねられ、将来の新庁舎の位置を那須塩原駅周辺とすることが盛り込まれた合併協定項目に基づき、庁内での協議、検討、調査などを進めて参りました。

しかし、平成23年3月の東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の 事故発生により、喫緊の課題である放射能対策を最優先に取り組むこととし、新庁舎建 設に関する検討などを一時延期しましたが、今年度から有識者や市内団体の代表者、公 募市民などで構成する庁舎建設市民検討懇談会や議会による庁舎建設検討特別委員会で の検討を開始し、併せて新庁舎建設において重視することや新庁舎に加えたい機能につ いて、市民を対象としたアンケート調査(参考資料参照)を実施しました。

この基本構想は、庁舎建設市民検討懇談会や市民アンケートの調査結果、市議会からの提言を尊重したもので、これまでの新庁舎建設に係る検討経緯や既存本庁舎の課題等を整理し、今後、策定する新庁舎建設基本計画や基本設計、実施設計で、より具体的に個別事案の検討を行う際の基本となるものであり、新庁舎建設に関する基本的な考え方を示すものです。

2. 検討の経緯

(1) 合併協議会における検討

平成15年1月に黒磯市・西那須野町・塩原町の臨時議会において、合併協議会の設置が可決され、合併に向けた様々な協議・検討がなされ、その中で新市の事務所の位置については、「新庁舎建設までの間は、現在の黒磯市役所の位置とし、将来の庁舎の位置は那須塩原駅周辺とする」とされ、新庁舎建設が新市建設計画に盛り込まれました。

(2) 庁内検討組織における検討

新庁舎建設は、多額の財源が必要になるだけでなく、将来にわたる市民サービスの向上や市民の利便性の向上を図ることが求められることから、全庁的な体制で検討するため、課長補佐級の職員で構成する庁内検討ワーキンググループ、企画部長を幹事長とする課長級の職員で構成する庁内検討幹事会、副市長を委員長とする部長級の職員で構成される庁内検討委員会を組織し、新庁舎建設について検討を進めて参りました。

(3) 市民参画組織における検討

新庁舎建設の検討に当たっては、市民の意見や提案を反映した庁舎建設基本計画を策定するため、公募委員3名のほか、那須塩原市自治会長連絡協議会など、市内の各種団体や学識経験者など16名で構成する庁舎建設市民検討懇談会を立ち上げました。

基本構想の策定に当たっては、先進事例の視察を含め6回の会議を開催しました。

(4) 市民アンケートの実施

新庁舎建設に関し、より多くの市民の意見を聞くため、平成26年12月1日から15日までの期間、住民基本台帳から無作為抽出した男女2,000名に対し、郵送による調査を実施することに加え、インターネット、みるメールによる市民アンケートを実施しました。

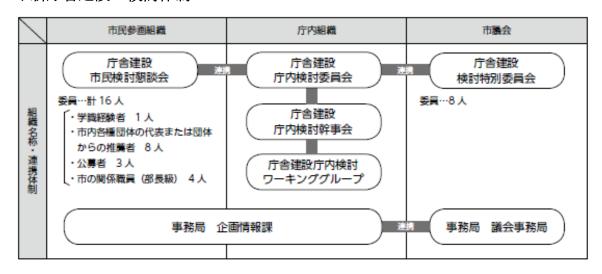
(5) 市議会における検討

平成26年6月議会で庁舎建設検討特別委員会を組織し、調査・検討を行ってきた結果、平成27年1月22日に「新庁舎建設基本構想策定にあたっての提言」が市長に提出されました。

◆これまでの経緯(概要)

| ▼ こ (1 0 c C V) (M 女) | | | | |
|-------------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 年 | 検討事項など | | | |
| | ○黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会設立 | | | |
| 平成15年 | ○第8回合併協議会で、「新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、 | | | |
| 平成15平 | 現在の黒磯市役所の位置とし、将来の庁舎の位置は那須塩原駅周辺とす | | | |
| | る」ことが決定された | | | |
| 平成16年 | ○新市建設計画策定(主要事業の中に新庁舎建設を盛り込む) | | | |
| 平成17年 | ○那須塩原市誕生 | | | |
| | ○第1次那須塩原市総合計画策定(新庁舎建設は、位置や規模などの検 | | | |
| 平成19年 | 討を進めるとともに財源の確保を図ることを盛り込む) | | | |
| 平成19年 | ○那須塩原市新庁舎整備基金条例を制定 (平成19 年度の当初予算 | | | |
| | に1億円の積立予算を計上) | | | |
| | ○新市建設計画や第1次総合計画に基づき、新庁舎建設に関する検討を | | | |
| 平成19年~ | 庁内で進めていたが、東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力 | | | |
| 25年 | 発電所の事故により、喫緊の課題である放射能対策を最優先に取り組む | | | |
| | こととし、新庁舎建設の検討は、一時延期することとした | | | |
| | ○市民参画組織(庁舎建設市民検討懇談会)、市議会の検討組織(庁舎 | | | |
| 平成26年~ | 建設検討特別委員会)、庁内検討組織(庁舎建設庁内検討委員会、幹事 | | | |
| | 会、ワーキンググループ)を設置し、検討を開始した | | | |

◆新庁舎建設の検討体制



3. 既存本庁舎の課題

庁内検討組織及び市民検討懇談会で既存本庁舎の課題について整理をした結果、次の とおりとなりました。市民検討懇談会においては、より具体的に既存本庁舎の課題を整 理するため、既存本庁舎の見学をした上で、検討を行いました。

(1) 狭い(狭あい)

市民ニーズの多様化やそれに伴う事務量の増加等により、窓口の狭あい化が進み、待合スペースや執務スペース、相談室などのスペースを確保することが困難な状況にあります。

- ○市民が最も多く利用する福祉関係などの1階窓口で手続きしているとき、待っているスペースが無い
- ○福祉関係窓口の前は、車椅子が通れないくらい通路が狭い
- ○他人に聞かれたくない相談もあり、その場合、個別に相談が出来るスペース、相談 室等が少ない
- ○一つの用件で、2階に行ったり、1階に行ったりしないと用事が済まない
- ○会議室が少ない
- ○庁舎が狭いため、関連する課を近くに配置することが困難であるため、全体的にど こに何の課があるのかわかりにくい
- ○全体的に事務室スペースが狭い
- ○1階の事務室フロアーが特に狭い
- ○来庁者駐車場が狭い

(2) 構造的な問題

既存本庁舎は、正面玄関から全体が見渡せず、どこの課に行ってよいかわからないため、 総合窓口案内を配置して対応をしているが、将来に向けて抜本的に構造を見直しする必要が あります。

- 〇以前、現庁舎の中でワンストップサービスを検討したが、構造上の問題で頓挫した 経緯がある
- ○日直室内は、電話や監視画面等が奥にあるため、手続きに来庁される市民への対応 に支障がある
- ○市民が一番出入りする1階、2階は非常に狭いが、議会関係のある4階は、常時使 用していない広いスペースがある

(3) 行政機能の分散

窓口の分散化により、市民の利便性と行政効率の低下を招いている状況にあります。

- ○既存本庁舎の別館(東庁舎)にも足を運ばないと用件が済まない
- ○既存本庁舎や別館(東庁舎)だけではなく、西那須野支所に配置している本庁機能 (教育部、上下水道部)に行かなければ用件が済まない

(4) 防災上の問題

市民の生命と財産を守るため、本庁舎は、災害発生時にいち早く復旧・復興を図るための危機管理機能を備えた防災拠点として重要な役割がありますが、既存本庁舎は、非常用電源の整備が十分でないなど、その役割を十分に果たすことが難しい状況にあります。

- ○防災拠点としての防災センターを設置するスペースが無い
- ○災害発生時、避難住民が多数来庁しても、スペース上の問題があり、避難所として の開設については、対応できない

(5) バリアフリー化の限界

建設当時、高齢者や障害者の方などに配慮した設計思想が希薄だったこともあり、既 存本庁舎は、バリアフリーへの対応が十分とは言えない状況にあります。

- ○福祉関係の窓口カウンターが高いため、高齢者や障害者の方にとって使いにくいが、 窓口をローカウンターにすると、後ろの通路や事務スペースが狭くなるので、椅子 を置くことが困難な状況にある
- ○階段の段差が高く、高齢者や障害者の方などに不便をきたしている

(6) 施設の老朽化

既存本庁舎は、築30年以上が経過し、空調設備、電気設備、給排水設備などの老朽 化が進行しています。改修工事を行うなど維持補修に努めていますが、年々維持管理費 が増加することが懸念されることから、抜本的に維持管理費の軽減を図る必要があると 考えられます。

- ○空調、照明やトイレ等の水回りなど、光熱水費に無駄のある可能性がある
- ○既存本庁舎の建設当時は、OA機器やLAN、インターネットなどの情報通信機器の設置を想定していなかったため、配線系統が複雑になり、電源も含め配線が整備されてない状況にある

(7) 市民交流スペースの不足

本市の第1次総合計画において市民との協働によるまちづくりを推進していますが、既存本庁舎には、地域のつながりや市民が交流するスペースがほとんどなく、市民活動の大切な情報の受発信が可能となるスペースが求められています。

- ○子育て交流広場や市民が自由に利用できるスペースが無い
- ○他市の市庁舎を見ると、市民が集まれるようなスペースが多く見受けられるが、既存本庁舎には市民交流スペースが無い

(8) 既存本庁舎の位置

既存本庁舎は、駅から遠くわかりにくい場所に位置していることに加え、交通機関の 集まる駅周辺に立地していないことから、特に自家用車等の移動手段がない方などに不 便をきたしています。

○既存本庁舎が市の中心に位置してないため、西那須野地区や塩原地区から、特に子ど もを連れての長時間移動が大変である

4. 新庁舎の必要性

既存本庁舎は、昭和58年に当時の人口が5万人弱の旧黒磯市庁舎として建設された建物であり、現在の約11万7,000人の那須塩原市庁舎としては、かなり狭い庁舎です。庁舎が狭いことにより、「本庁機能の教育部、上下水道部を西那須野支所へ分散配置しなければならない」、「防災拠点としての防災センターを設置する場所がない」、「十分なバリアフリー化ができない」、「子育て交流広場や市民が自由に利用できる市民交流スペースが確保できない」などの課題があります。

そのため、用件が1箇所の窓口で済まないことや、市民が窓口で手続き中に待っているスペースがないこと、個別に相談できるスペースがとれないなど、いくつもの課題を抱えています。

既存本庁舎は狭いだけでなく、「構造的な問題」、「施設の老朽化」、「庁舎の位置がわかりにくい」といった課題もあり、いずれの課題も市民の利便性や市民サービスの低下につながるものと考えられます。

そのため、これら既存本庁舎における課題解決の方策を検討してきましたが、増改築では、さらに分散化が進み、動線がより複雑になること、また、構造的な問題や防災上の

問題の解消、環境に配慮した庁舎は増改築では限界があり、既存本庁舎の課題を解決する ためには、新庁舎の建設が不可欠な状況にあります。

新庁舎を建設することで、庁舎の適正なスペースの確保をはじめ、構造的問題や分散 化の解消、高齢者や障害者に優しいバリアフリー化庁舎の実現など市民の利便性や市民 サービスを大幅に向上させることができます。

また、新庁舎を防災拠点とすることで市民の安心安全の確保、さらには、合併協定項目にある那須塩原駅周辺に新庁舎を立地することで、新庁舎を拠点としたまちづくり、そして、市民交流スペースなどの設置により市民協働のさらなる推進が望めます。

そのため、将来のまちづくりを見据え、時代のニーズに対応した行政サービスを適切 に提供できる環境整備に向け、新庁舎建設を検討していく必要があります。

新庁舎建設においては、既存本庁舎の課題を踏まえ、コストの抑制はもとより、以下 の3つを柱とした検討を進めていくこととします。

(1) 利便性の更なる向上

適正な窓口スペース及び事務スペース等の確保や構造的問題の解消、機能分散化の解消、バリアフリー化への対応を図ることを検討します

(2) 防災拠点機能の強化

防災拠点機能の強化を図ることを検討します

(3) まちづくりの更なる推進

庁舎を拠点としたまちづくりを推進するため、市民交流スペースなどについて検討します

5. 新庁舎に求められる機能

これまでの検討経緯や市民アンケートの結果、市議会からの提言を踏まえると、新庁舎には以下の機能が求められていると考えられます。

(1) 利便性

- ○届出や申請の窓口を1階に配置したワンストップサービスを実現する
- ○交通の便が良い
- ○庁舎の近くに十分な駐車スペースがある
- ○バリアフリーに十分配慮する
- ○高齢者や子育て中の人達に使いやすいスペースを確保した庁舎とする
- \bigcirc ATMコーナーがある
- ○郵便局や銀行がある
- ○コンビニエンスストアがある
- ○軽食堂・レストランがある
- ○窓口等職員の親切な対応、優しいサービスなどのソフト面を充実する

(2) 防災

- ○防災の拠点となる防災センターを整備する
- ○災害時の停電などに備えたバックアップ機能を強化する
- ○災害時に市民が避難できるスペースを設置する

(3) まちづくり

- ○市民が交流するスペースを設置する
- ○新庁舎周辺に様々な施設等を誘導する
- ○新市の一体的なまちづくりのシンボルとする
- ○新庁舎を拠点とした「人口の減らないまちづくり」を推進する
- ○産業の振興につなげる
- ○市民参加のイベントができる広場、緑地を備える

(4) コスト抑制

○メンテナンスに配慮するなどライフサイクルコストを意識した庁舎とする

6. 新庁舎建設における基本的な方向性

新庁舎建設は、既存本庁舎が抱える課題を十分に踏まえた上で、次の5つの項目を中心に今後、具体的な検討を進めていくこととします。

また、安心で快適な市民サービスが提供できるように、ソフト面での検討も加えていくこととします。

(1) 親しみやすい便利な庁舎

- ○窓口ワンストップにより手続きを一か所で済ませられる庁舎
- ○地域公共交通に配慮した交通の便が良い庁舎
- ○利用しやすく十分な駐車スペースのある庁舎
- ○子育て中の市民や高齢者、障害者の方も使いやすいスペースを確保したバリア フリー庁舎
- ○レイアウトがわかりやすくシンプルな庁舎
- ○プライバシーに配慮した相談室等を設置した庁舎
- ○市民がくつろげる場、コミュニケーションの場として親しみのある庁舎
- ○ATMコーナーや郵便局、銀行を設置している庁舎
- ○コンビニや軽食堂のある庁舎
- ○待合スペースにゆとりがあり、職員の窓口対応が親切で優しい庁舎
- ○職員が効率良く執務ができる庁舎

(2) 災害に備えた防災拠点となる庁舎

- ○防災センターを設置し市の防災の中心を担う庁舎
- ○災害時の停電に備えたバックアップ機能を強化し、迅速な情報発信と災害復旧を 可能にする庁舎
- ○災害時の避難者受け入れが可能であり、かつ充分に備蓄している庁舎

(3) まちづくりの拠点となる庁舎

- ○新市の一体的なまちづくりのシンボルとして、市内外に市の魅力や地域情報を発信し、「人口の減らないまちづくり」を強くアピールする庁舎
- ○まちづくりの拠点として周辺に様々な施設を誘導し、市街地形成を推進する庁舎
- ○市民交流スペースのある庁舎
- ○地元産建築材の活用など、地域の産業振興に資する庁舎
- ○市民参加のイベントができる広場、緑地を備えた庁舎

(4) 環境に配慮した経済的な庁舎

- ○再生可能エネルギーの積極的導入や省エネを進め、環境に配慮しながら維持管理 費を低減する庁舎
- ○緑化の推進などにより、ゆとりとうるおい、安心感のある庁舎

(5) 開かれた議会を推進する庁舎

○来庁した市民が議会に興味や関心が持てるよう議会活動を可視化する庁舎

7. 新庁舎の規模

新庁舎の床面積を算定するに当たり、那須塩原市第2次定員適正化計画を参考に新庁舎に 配置される職員数を想定しました。併せて、臨時職員や嘱託職員、再任用職員、委託業者も 業務を行っているため、これらの職員も算定に加えるものとし、以下の3つの方法で比較検 討をしました。(参考資料参照)

- ① 総務省の基準:「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」
- ② 国土交通省の基準:「新営一般庁舎面積算出基準」
- ③ ①、②を基本とした本市の算定

床面積は、上記③に基づき概ね19,000㎡、敷地面積は、概ね30,000㎡を基本とします。

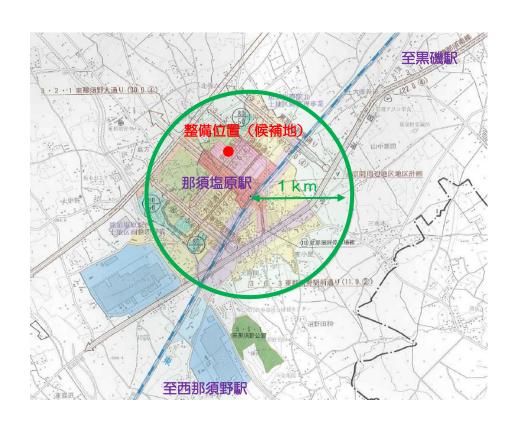
8. 整備位置

地方自治法第4条第2項では、「地方公共団体の事務所の位置を定め、またはこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされています。

既存本庁舎は、最寄り駅のJR黒磯駅から直線距離で1.5kmありますが、庁舎建設市民検討懇談会において、既存本庁舎の位置は、「駅から遠い」、「既存本庁舎の場所がわかりにくい」、「まちの中心に位置してない」、「交通機関の集まる駅周辺に立地していない」、「那須塩原市の中央に位置していない」といった意見がありました。

そのため、整備位置の評価・比較に当たっては、新庁舎建設に関するこれまでの検討 経緯や検討内容などを踏まえ、候補地の条件を次のとおりとして評価しました。

- ○整備位置は、合併協定項目に基づき、那須塩原駅周辺
- ○対象範囲は、那須塩原駅から半径1 k m以内
- ○庁舎建設市民検討懇談会で検討した試算結果をもとに、30,000㎡程度の面積 を四角形に近い形で確保できる場所



上記の条件に基づき、3つの候補地から選定を行った結果、合計の評価が最も高く、かつ各「評価の視点」についての評価も最も高かった那須塩原市前弥六南町7番12他を新庁舎建設用地として、今後の検討を進めていきます。(参考資料参照)

9. 財源

財源は、合併特例債(合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、その財源として借り入れることができる地方債で、対象経費の95%に充当でき、その元利償還金の70%が地方交付税により措置される)や平成19年度から積み立てを開始した新庁舎整備基金も活用するとともに、合併振興基金、国県等の補助金・交付金の活用も検討することとします。

10. 整備時期

次のスケジュールを想定し、新庁舎建設に向けた準備・検討を進めていくこととします。

| 7 0 | 1 | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 基本構想 | | | | | |
| 基本計画· | | | | | |
| 基本設計 | | | | | |
| 土地収用法に | | 1 | | | |
| よる事業認定 | | 7 | | | |
| 用地取得 | | | | | |
| 実施設計 | | | | | |
| 建設工事 | | | | | |

【参考資料】

■ 新庁舎の規模算出について

1. 建物の規模(延床面積)

① 総務省の基準:「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」

この基準は、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものとなっていますが、総務省が示す標準面積には、市民交流のための面積や防災機能、福利厚生等のための面積が含まれていません。

| 区 分 | 標準面積 |
|---------|--------------------------|
| ①事務室 | 4, 207. 5 m ² |
| ②倉庫 | 547.0 m² |
| ③会議室等 | 3, 535. 0 m² |
| ④玄関等 | 3, 315. 8 m² |
| ⑤車庫等 | 325. 0 m² |
| ⑥議会関係諸室 | 910. 0 m² |
| 合 計 | 12, 840. 3 m² |

② 国土交通省の基準:「新営一般庁舎面積算出基準」

この基準は、各府省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準であり、 職員数をもとに事務室面積や附属面積(会議室、倉庫等)の面積を算出するものです。 また、本基準に含まれない議会機能に要する面積や固有面積(防災機能や福利厚生、 市民交流等)については、個別に積算し、事務室等の面積に加算します。

| 区分 | 標準面積 | 区 分 | 標準面積 |
|-------------|--------------------------|----------|--------------------------|
| ①事務室 | 3, 720. 0 m ² | ⑪売店 | 42.9 m² |
| ②会議室 | 216. 0 m² | ⑫食堂・喫茶室 | 237. 0 m² |
| ③電話交換室 | 68.0 m² | ⑬議会関係諸室 | 910.0 m² |
| ④ 倉庫 | 483. 6 m² | ⑭固有業務 | 3, 850. 0 m ² |
| ⑤宿直室 | 13. 3 m² | ⑤機械室 | 831.0 m² |
| ⑥押入れ等 | 11.7 m² | 16電気室 | 131.0 m² |
| ⑦湯沸室 | 13.0 m² | ⑪自家発電室 | 29.0 m² |
| ⑧受付及び巡視溜 | 6. 5 m ² | ⑱玄関、廊下など | 3, 799. 1 m ² |
| ⑨便所・洗面所 | 161. 6 m² | 19車庫 | 240.0 m² |
| ⑩医務室 | 130. 0 m² | 合 計 | 14, 893. 7 m² |

③ 本市の算定

総務省の算定基準を基に、市独自の項目を加えて規模を算出するものです。

ア職員数

総務省の算定基準のベースになる職員数は、正職員のみです。しかし、現実は、 臨時職員や嘱託職員、再任用職員、委託業者も業務を行っているため、これらの職 員も算定に加えるものとします。

イ 書庫

総務省基準では、書庫と倉庫の明確な区別がないため、現本庁舎の書庫の床面 積を追加します。

- ウ 市民が求めるサービスを加える
 - ○市民交流スペース
 - ○市民活動センター
 - ○防災拠点となる防災センター
 - ※ その他の市民が求めるサービスは、庁舎の構造やレイアウト、機能的利用等で対応することとします。

| 区 分 | 標準面積 |
|-----------|---------------------------|
| ①事務室 | 4, 693. 5 m² |
| ②倉庫 | 610. 2 m² |
| ③書庫 | 391. 2 m² |
| ④会議室等 | 4, 291. 0 m ² |
| ⑤玄関等 | 3, 837. 9 m² |
| ⑥車庫等 | 800.0 m ² |
| ⑦議会関係諸室 | 910. 0 m² |
| ⑧機械室 | 831. 0 m² |
| ⑨電気室 | 131. 0 m² |
| ⑩自家発電室 | 29. 0 m² |
| ⑪市民交流スペース | 2, 000. 0 m ² |
| ⑫コンビニ等 | 500.0 m² |
| 合 計 | 19, 024. 8 m ² |

2. 敷地面積の算出

建物の延床面積の算出「1.建物の規模(延床面積) ③ 本市の算定」を基に、敷地面積を算出する。

(1) 庁舎1階の床面積

建物の階数は、総5階建てと想定した場合、19,024.8 ㎡≒19,000 ㎡とし、19,000 ㎡÷5=3,800 ㎡

(2) 駐車場の面積

駐車場の面積は、「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」(総務省)の1台当たり25㎡(通路部分を含む)として算出する。

| | 台数 | 基準面積 | 駐車場面積 |
|-----|------|------|------------|
| 来庁者 | 400台 | | 10, 000 m² |
| 議員 | 26台 | | 650 m² |
| 公用車 | 100台 | | 2, 500 m² |
| 職員 | 300台 | | 7, 500 m² |
| 合 計 | 826台 | | 20, 650 m² |

(3) 緑地面積

官庁施設の基本的性能に関する技術基準に基づき、敷地面積の 20%とすると、概ね 6,000 ㎡となる。

(1) + (2) + (3) = 30,450 m² となるため、新庁舎の敷地面積は、概ね30,000 m² とする。

■ 新庁舎建設の候補地選定について

1. 庁舎の位置

地方自治法第4条第2項では、「地方公共団体の事務所の位置を定め、またはこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされています。

現在の本庁舎は、最寄り駅のJR黒磯駅から直線距離で1.5kmありますが、庁舎建設市民検討懇談会において、現本庁舎位置について次のような意見があります。

- ○駅から遠い
- ○既存本庁舎の場所がわかりにくい
- ○まちの中心に位置してない
- ○交通機関の集まる駅周辺に立地していない
- ○那須塩原市の中央に位置していない

2. 候補地の選定

(1) 候補地の条件

候補地の選定にあたっては、新庁舎建設に関するこれまでの検討経緯や検討内容など を参考とし、候補地の条件を次のとおりとします。

- ○合併協定項目に基づき、那須塩原駅周辺とします
- ○「1 庁舎の位置」を踏まえ、那須塩原駅から半径1km以内を対象範囲とします
- ○庁舎建設市民検討懇談会で検討した試算結果をもとに、30,000㎡程度の面積を四角 形に近い形で確保できる場所とします

(2) 候補地

| | 那須塩原駅からの 直線距離 | 土地の面積 | 備考 |
|------|------------------|------------|------------|
| 候補地A | 約 700m | | 島方地先 |
| 候補地B | 約 500m | 約 30,000 ㎡ | 前弥六南町7番12他 |
| 候補地C | 約 900m | | 沓掛地先 |

3. 評価基準

(1) 評価の視点

候補地の選定に当たっては、これまでの検討内容を踏まえ、既存本庁舎の主な課題を解決するために、「利便性」「防災」「まちづくり」「実現性」の4つを評価の視点として定め評価をします。

| 評価の視点 | | 内容 |
|-------|-------|--|
| 1 | 利便性 | 交通の利便性(アクセスの容易性)や周辺施設の立地状況などの 観点から評価をする。 |
| 2 | 防災 | 市民の財産や生命を守るために、災害時における敷地の安定性やアクセスの多様性などの観点から評価をする。 |
| 3 | まちづくり | 将来を見据えたまちづくりの観点から評価をする。 |
| 4 | 実 現 性 | 用地取得や法手続きなどの観点から、実現できるかどうかについ て評価をする。 |

(2) 評価項目

4つの評価の視点に、各々次のとおり、評価項目を設定します。

なお、配点については、各評価項目に対し、評価が高いものは $\odot (3点)$ 、評価が中程度であるものは $\odot (2点)$ 、評価が低いものは $\Delta (1点)$ を付けることとします。

| 評価の視点 | | 評 価 項 目 | 配点 | |
|-------|-------|------------------------|--------------------|-----|
| | | ア. 那須塩原駅からのアクセス容易性 | | |
| 1 | 利便性 | イ. 公共交通機関からのアクセス容易性 | 1 2 | |
| 1 | 不 | ウ. 都市計画道路からのアクセス容易性 | 1 2 | |
| | | エ. 周辺施設の立地状況 | | |
| | | ア. 地盤状況 | | |
| 0 | 防災 | イ. 災害時の浸水する危険性 | 1 2 | |
| | 2 防 災 | 防災 | ウ. 災害時におけるアクセスの多様性 | 1 2 |
| | | エ. 消防署・警察署との連携の容易性 | | |
| | | ア. 市のシンボル・玄関口(顔)となる可能性 | | |
| 3 | まちづくり | イ. 周辺の整備状況 | 1 2 | |
| 3 | | ウ. 周辺に新たな施設が立地される可能性 | 1 2 | |
| | | エ. 土地利用計画との整合性 | | |
| | | ア. 用地取得の容易性 | | |
| 4 | 実現性 | | イ. 法手続きの容易性 | 1.9 |
| 4 | | ウ. 排水処理の容易性 | 1 2 | |
| | | エ. 水道、下水道の接続状況 | | |
| | | 合 計 | 4 8 | |

(3) 評価

評価項目に基づき事務的かつ客観的に評価をした結果は、次のとおりとなります。

| 評価の 視点 | | 評 価 項 目 | 候補地 | | | |
|-----------|-------|------------------------|-----|----|-------------|--|
| | | 計価項目 | A | В | С | |
| | | ア. 那須塩原駅からのアクセス容易性 | 0 | 0 | \triangle | |
| | 利 | イ. 公共交通機関からのアクセス容易性 | 0 | 0 | 0 | |
| 1 | 便 | ウ. 都市計画道路からのアクセス容易性 | 0 | 0 | Δ | |
| | 性 | エ. 周辺施設の立地状況 | 0 | 0 | Δ | |
| | | 小 計 | 10 | 12 | 6 | |
| | | ア. 地盤状況 | 0 | 0 | 0 | |
| | 防 | イ. 災害時の浸水する危険性 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 | | ウ. 災害時におけるアクセスの多様性 | Δ | 0 | 0 | |
| | 災 | エ. 消防署・警察署との連携の容易性 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 小 計 | 7 | 9 | 9 | |
| | | ア. 市のシンボル・玄関口(顔)となる可能性 | 0 | 0 | 0 | |
| | まちづくり | イ. 周辺の整備状況 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 | | ウ. 周辺に新たな施設が立地される可能性 | 0 | 0 | 0 | |
| | | エ. 土地利用計画との整合性 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 小 計 | 10 | 11 | 9 | |
| | | ア. 用地取得の容易性 | Δ | Δ | Δ | |
| | 実 | イ. 法手続きの容易性 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 | 現 | ウ. 排水処理の容易性 | 0 | 0 | Δ | |
| | 性 | エ. 水道、下水道の接続状況 | 0 | 0 | 0 | |
| | 小 計 | | 7 | 10 | 6 | |
| | | 슴 計 | 34 | 42 | 30 | |

評価をした結果、候補地Bが合計の評価が最も高いだけではなく、各評価の視点においても最も評価が高いことから、新庁舎の候補地とし、今後の検討を進めていくこととします。

■ 新庁舎建設に関する市民アンケートについて

1. 調査の目的

現在の本庁舎は、狭さや機能の分散、防災上の問題などいくつもの課題があり、市 民の皆様に御不便をおかけしている現状にあり、市民の皆様の御意見をお聞きして、 今後の新庁舎建設の基礎資料として活用するために本調査を実施しました。

2. 調査の方法と回答者数

(1) 調査期間

平成 26 年 12 月 1 日~15 日

(2) 調査方法とそれぞれの回答者数

- ①郵送配布·郵送回収 715 人 (回収率 35.75%)
 - •調査地域 市内全域
 - ・対象者 住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上(11 月 1 日現在)の市民 2 千人
- ②インターネット 55人
- ③那須塩原市みるメール 124人

3. 集計結果

Q1-1. あなたの性別を教えてください。

(単位:人)

| | 郵送 | インターネット | みるメール | 計 |
|-----|-----|---------|-------|-----|
| 女性 | 387 | 22 | 58 | 467 |
| 男性 | 305 | 31 | 65 | 401 |
| 無回答 | 23 | 2 | 1 | 26 |
| 計 | 715 | 55 | 124 | 894 |

Q1-2. あなたの年代を教えてください。

(単位:人)

| | 郵送 | インターネット | みるメール | 計 |
|--------|-----|---------|-------|-----|
| 10歳代 | 11 | 1 | 0 | 12 |
| 20歳代 | 47 | 6 | 13 | 66 |
| 30歳代 | 122 | 17 | 39 | 178 |
| 40歳代 | 97 | 12 | 37 | 146 |
| 50歳代 | 101 | 8 | 12 | 121 |
| 6 0 歳代 | 192 | 8 | 16 | 216 |
| 70歳代以上 | 139 | 2 | 6 | 147 |
| 無回答 | 6 | 1 | 1 | 8 |
| 計 | 715 | 55 | 124 | 894 |

Q1-3. あなたのお住まいを教えてください。

(単位:人)

| | 郵送 | インターネット | みるメール | 計 |
|--------|-----|---------|-------|-----|
| 黒磯地区 | 303 | 33 | 75 | 411 |
| 西那須野地区 | 244 | 20 | 40 | 304 |
| 塩原地区 | 40 | 1 | 8 | 49 |
| 無回答 | 128 | 1 | 1 | 130 |
| 計 | 715 | 55 | 124 | 894 |

Q2.過去1年間にどれくらい那須塩原市役所(本庁舎)を訪れましたか。 (単位:人)

| | 郵送 | インターネット | みるメール | 計 |
|--------|-----|---------|-------|-----|
| 0 回 | 175 | 5 | 15 | 195 |
| 1回 | 106 | 9 | 20 | 135 |
| 2回~5回 | 303 | 25 | 55 | 383 |
| 6回~10回 | 67 | 4 | 15 | 86 |
| 11回以上 | 55 | 11 | 19 | 85 |
| 無回答 | 9 | 1 | 0 | 10 |
| 計 | 715 | 55 | 124 | 894 |

Q3. どのような手段で那須塩原市役所(本庁舎)に訪れましたか。<u>(複数回答)</u>

(単位:人)

| | 郵送 | インターネット | みるメール | 計 |
|--------|-----|---------|-------|-----|
| 自家用車※1 | 538 | 51 | 111 | 700 |
| 路線バス | 20 | 4 | 1 | 25 |
| 電車 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| タクシー | 4 | 1 | 0 | 5 |
| オートバイ | 3 | 0 | 2 | 5 |
| 自転車 | 31 | 5 | 8 | 44 |
| 徒歩 | 10 | 2 | 4 | 16 |
| 計 | 609 | 63 | 126 | 798 |

※1 家族などの送迎を含む

Q4. 新庁舎建設において重視することを選んでください。<u>(複数回答)</u> 【選択肢】

- ア. 市のまちづくりのシンボルとなること
- イ. 地域活性化の拠点となること
- ウ. 交通の便が良い場所に立地すること
- エ. ひとつの窓口で手続きが済むワンストップサービス(注1)が実現できること
- オ. 通路やフロアーにゆとりが感じられること
- カ. バリアフリーやユニバーサルデザイン(注2)に十分配慮していること
- キ. 手続き中、子どもや高齢者を一時的に見守れるスペースがあること
- ク. 授乳室やキッズスペース(注3) などが設けられていること
- ケ. 災害の拠点となる防災センターを整備すること
- コ. 災害時の停電などに備えたバックアップ機能(注4)を強化すること
- サ. 建設費や維持管理費を抑制できる設計であること
- シ. セキュリティ機能(注5)を強化した設計であること
- ス. 十分な駐車スペースを確保すること
- セ. プライバシーに配慮した個室型の相談スペースを設置すること
- ソ. 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー(注6)を取り入れること
- タ. 緑のある空間を十分に取り入れること
- チ. 景観に配慮すること
- ツ. その他

《用語解説》

- (注1) 1ヶ所または1回で関係する手続きを済ませるサービスのこと。
- (注2) 高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるようにつくられたデザインのこと。
- (注3) 子供が自由に遊べる場所のこと。
- (注4) 災害時でも平常時と変わらない住民サービスを行えるようにするため、データ 等を復旧する機能のこと。
- (注5) 防犯対策や情報漏えい対策などの機能のこと。
- (注6)太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電など資源が枯渇せず繰り返し使え、 発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出していない エネルギーのこと。

単位:人

| | 郵送 | インターネット | みるメール | 単位:人 計 |
|--------------------------|-------------|-----------|------------|------------|
| ア. まちづくりの | 判伦 | | | рI |
| シンボル | 164 (3.5%) | 20 (5.1%) | 39 (4.5%) | 223 (3.7%) |
| イ. 地域活性化の拠点 | 242 (5.1%) | 20 (5.1%) | 43 (5.0%) | 305 (5.1%) |
| ウ. 交通の便が良い | 423 (9.0%) | 34 (8.6%) | 67 (7.8%) | 524 (8.8%) |
| エ. ワンストップ サービス | 426 (9.1%) | 28 (7.1%) | 82 (9.5%) | 536 (9.0%) |
| オ. 通路やフロアーの ゆとり | 198 (4.2%) | 20 (5.1%) | 36 (4.2%) | 254 (4.3%) |
| カ. バリアフリー/ユニ バーサルデザイン | 309 (6.6%) | 27 (6.8%) | 49 (5.7%) | 385 (6.5%) |
| キ.一時的な見守り スペース | 202 (4.3%) | 20 (5.1%) | 32 (3.7%) | 254 (4.3%) |
| ク. 授乳室/ キッズスペース | 173 (3. 7%) | 24 (6.1%) | 30 (3.5%) | 227 (3.8%) |
| ケ. 防災センターの 整備 | 371 (7. 9%) | 27 (7.6%) | 64 (7.4%) | 462 (7.8%) |
| コ. バックアップ機能 の強化 | 366 (7.8%) | 30 (7.6%) | 65 (7.5%) | 461 (7.7%) |
| サ. 建設費や 維持管理費の抑制 | 367 (7.8%) | 23 (5.8%) | 58 (6.7%) | 448 (7.5%) |
| シ. セキュリティ機能 の強化 | 209 (4.4%) | 18 (4.5%) | 41 (4.8%) | 268 (4.5%) |
| ス. 十分な 駐車スペース | 429 (9.1%) | 33 (8.3%) | 86 (10.0%) | 548 (9.2%) |
| セ. 個室型の 相談スペース | 198 (4.2%) | 19 (4.8%) | 34 (3.9%) | 251 (4.2%) |
| ソ. 再生可能 エネルギーの取り入れ | 219 (4.7%) | 15 (3.8%) | 46 (5.3%) | 280 (4.7%) |
| タ. 緑のある空間 | 148 (3.1%) | 15 (3.8%) | 44 (5.1%) | 207 (3.5%) |
| チ. 景観への配慮 | 109 (2.3%) | 11 (2.8%) | 28 (3.2%) | 148 (2.5%) |
| ツ. その他 | 147 (3.1%) | 12 (3.0%) | 19 (2.2%) | 172 (2.9%) |
| 計 | 4, 700 | 396 | 863 | 5, 953 |

Q 5. 新庁舎に加えたい機能があれば選んでください。<u>(複数回答)</u>

【選択肢】

- ア. 市民が自由に使えるスペース・会議室
- イ. コンビニエンスストアなどの売店
- ウ. 軽食堂・レストラン
- エ. 屋内イベントスペース
- オ. 屋外イベントスペース
- 力.銀行
- キ. 郵便局
- ク. ATM コーナー
- ケ. 情報コーナー (注7)
- コ. その他

《用語解説》

(注7) 市の人口や気温、統計データなど、市に関する多くの情報を提供するスペース のこと。

単位:人

| | 郵送 | インターネット | みるメール | 計 |
|--------------------------|--------------|------------|------------|--------------|
| ア. 市民が自由に 使えるスペース・会議室 | 212 (11. 2%) | 23 (9.9%) | 47 (10.2%) | 282 (10.9%) |
| イ. コンビニエンススト アなどの売店 | 213 (11. 3%) | 37 (15.9%) | 63 (13.6%) | 313 (12. 1%) |
| ウ. 軽食堂・レストラン | 177 (9.4%) | 30 (12.9%) | 48 (10.4%) | 255 (9.9%) |
| エ.屋内 イベントスペース | 68 (3.6%) | 11 (4.7%) | 24 (5.2%) | 103 (4.0%) |
| オ. 屋外 イベントスペース | 72 (3.8%) | 11 (4.7%) | 21 (4.5%) | 104 (4.0%) |
| 力. 銀行 | 249 (13.2%) | 28 (12.1%) | 54 (11.7%) | 331 (12. 8%) |
| キ. 郵便局 | 271 (14.4%) | 25 (10.8%) | 57 (12.3%) | 353 (13. 7%) |
| ク. ATM コーナー | 401 (21.3%) | 37 (15.9%) | 88 (19.0%) | 526 (20. 4%) |
| ケ. 情報コーナー | 134 (7.1%) | 13 (5.6%) | 46 (9.9%) | 193 (7.5%) |
| コ. その他 | 90 (4.8%) | 17 (7.3%) | 15 (3.2%) | 122 (4.7%) |
| 計 | 1, 887 | 232 | 463 | 2, 582 |

■ 新庁舎建設基本構想策定にあたっての提言 (市議会)

新庁舎建設基本構想策定にあたっての提言

平成27年1月那須塩原市議会

はじめに

那須塩原市議会では、平成26年第2回定例会において、市議会として新庁舎に関わる調査、検討、検証を独自に行うことを目的として、平成26年6月6日に庁舎建設検討特別委員会を設置しました。

以来、7回の審議において市執行部からの説明を求めるとともに、現庁舎における課題への対応策について、あらゆる角度から総合的に議論を進めてまいりました。

また、この審議の間には、先進事例を参考にするため、東京都青梅市への視察 を行いました。

現在、市執行部においては、新庁舎建設基本構想の策定に向けた作業を進めて おりますが、本市議会でのこれまでの議論と審議を踏まえ、新庁舎建設基本構想 策定にあたり、議会の立場から提言いたします。

平成27年1月22日那須塩原市議会

新庁舎建設基本構想策定にあたっての提言事項

I. 新庁舎を拠点とした『まちづくり』に関すること

- 1. 新庁舎を拠点に、那須地域の中心市として「人口の減らないまちづくり」を進めること。
- 2. 市民が集い、憩いの場として親しみやすい景観に配慮すること。
- 3. 東日本大震災等を教訓として、災害時に防災の拠点としての機能が果たせること。
- 4. 市民が必要とする手続きを効率よく利用できるよう、他の官公署等との関係について考慮すること。

Ⅱ. 新庁舎に求める『サービス』内容に関すること

- 1. 市民の利用しやすさを考慮した、バリアフリー構造、ワンストップフロア 構造を取り入れたユニバーサルデザインとすること。
- 2. 市民や障がい者等の交流を支援する共有スペースの設置について検討すること。
- 3. 環境に配慮し、将来的なトータルランニングコストを意識した、維持メンテナンス重視型の庁舎とすること。

Ⅲ. 新庁舎の『整備位置』に関すること

- 1. 地方自治法第4条第2項に基づき、市民の利用に最も便利であるように、 交通事情等について考慮すること。
- 2. 合併協定項目及び新市建設計画を尊重し、新庁舎の位置は那須地域の玄関口である那須塩原駅周辺とすること。
- 3. 那須地域の玄関口である那須塩原駅を核として、容易にアクセスできる位置とすること。

Ⅳ. 新庁舎の『整備時期』に関すること

- 1. 平成30年度までの完成に最大限努力すること。
- 2. 新庁舎整備基金、合併特例債の財源を有効に活用できる時期にすること。

♥. その他

- 1. 市民の声を広く反映させるためにアンケート等を実施し、その結果を尊重すること。また、今後、庁舎に関する情報を随時、市民へ周知すること。
- 2. 新庁舎の規模は市民サービスや防災機能に配慮した適切な規模とすること。
- 3. 議会スペースについては、議会と十分な意見交換をすること。